2020年度(令和2年度)

こころの健康センター所報

(第32号)

群馬県こころの健康センター

このたび、群馬県こころの健康センターの令和2年度事業の取り組みにつきまして、所報 を作成しましたのでお届けします。

この「はじめに」を執筆している現在は、令和3年の11月であり、まとめられる所報は前年度分です。令和2年より3年までの世情を振り返り、併せて当センターの業務状況も辿ってみます。

コロナ禍は、令和2年の1月中旬より消長を繰り返しながら現在まで(令和3年11月) 第5波を重ね、今ようやく全国的に沈静していますが、第6波の可能性も含め予断を許しま せん。この間に政治では、安倍政権、管政権、岸田政権と移り変わりがありました。コロナ 禍における私たちの生活は約2年に及ぼうとしており、その慢性化によりコロナも含め何が 課題で何を成せば良いかが少しボンヤリしてしまった印象があります。しかしながら精神保 健的課題は常に存在するわけで、コロナ禍では、平時の業務にコロナ精神保健医療福祉とい う業務が上乗せされた状況が続いています。改めて精神保健医療福祉の課題を見つめ直す必 要があります。

当センターがコロナ禍においてコロナ対策事業として具体的にやってきたことを列記します。まず精神保健福祉センター的役割として、①医療者、ホテル療養者等に向けてのリーフレット作成 ②コロナ禍でのメンタルケア啓発のためのエッセイ掲載や講演会 ③コロナ禍における電話相談の拡充(第一波の時期主体) ④入院療養者、ホテル療養者でのメンタルケアに関する支援者支援等が挙げられます。また精神科救急情報センター的役割として、①コロナ陽性者で精神科的対応を要する患者の受け入れ病院選定のアドバイス ②施設や精神科病院におけるクラスター発生時の受け入れ病院選定のアドバイスや施設支援 ③精神科救急におけるコロナ疑い患者の対応のアドバイス ④措置移送が必要なコロナ陽性患者の県立精神医療センターへの移送業務(現時点まで事例無し)等が挙げられます。また通常業務に関しては、会議や研修会にオンライン形式を取り入れたり、講演会も YouTube を利用した配信形式で実施する等コロナ禍による 3 密回避のための様々な工夫をしてきました。

以前より重要な課題であったことがコロナ禍でより明瞭になったことに「孤立化」があると実感しています。「孤立化」は個人、家族、組織様々な面に存在し、それにより精神保健の課題の解決はより困難が増します。その「孤立化」を防ぐためには心ある有機的な連携が欠かせません。これまで所報に繰り返し記したように、当事者、家族、地域、多くの支援組織等への連携と支援を更に強化し、群馬県こころの健康センターが皆様のエンパワメント・センターと成れるように努力してまいります。何卒引き続きよろしくお願いいたします。

令和3年11月

目 次

Ι	事業	ŧトヒ	<u>°</u> "	ク	ス																						
	1	コロ	1ナ	~ 禍	に	お	け	る	精	神	保	健	福	祉	業	務	に	つ	٧V	て	•	•	•	•	•		2
Π	概	要																									
	1	沿革	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	2	所有	E地	1 E	施	設	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	3	組絹	t •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	4	職員	内	訳	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
ш	宝성	5.状污	7																								
		精神・		ほね	三点	::H1	, ,	, <i>I</i> .	7 –	_ =	坐系	攵															
	ייה <i>א</i> . 1	教育							•		► 1.															1	C
	2	技術							摇																	1	
	3	広朝								-																1	
	4	二二ここ																									
	5	精神																								1	
	6	アル											ブ	ル	閻	迪	謂	題	事	業						1	
	7	思者																									
	8	自彩																								2	
	9	ひき																									
	10	精神	月障	害	者	保	健	福	祉	手	帳		•													3	3
	11	自立	支	援	医	療	費	(米	青祁	申ji	重队	記憶	医损	(系												3	3
	12	精神	月医	療	審	查	会																			3	4
	13	関係	核機	鯹	と	(T)	連	携			•			•		•				•						3	7
	第2	精神	科	救急	急作	青幸	银七	2:	ر ر	y –	一美	美利	务														
	1	精神	丰和	∤救	:急	、情	報	セ	ン	タ	_	の	活	動	•										•	3	9
	2	精神	丰和	∤救	:急	情	報	セ	ン	タ	_	の	体	制	•	•									•	3	9
	3	精神	丰和	救	:急	情	報	セ	ン	タ	_	の	主	な	業	務			•	•		•			•	3	S
	4	精神	丰和	∤救	:急	情	報	セ	ン	タ	_	業	務	の	実	績			•	•		•			•	4	C
	5	措置	引入	、院	者	· Ø	退	院	後	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
π7	学会	► <i>?</i> A ∃	Ξ.	量田	本	ТП	꺗																				
ΙV																										5	1
		学会																								5	
		. • 11	, ,																								
V	実習	習・神	察	ζ																							
	1	実習	召及	てい	視	察	等	_	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
VI	公表	養資料	↓ •	EΠ	刷	物																					
•		公果						物	_	蒈																5	

I 事業トピックス

コロナ禍における精神保健福祉業務について

<新型コロナウイルス感染症拡大による精神保健福祉業務への影響>

令和2年1月に国内でも感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活にも多大な影響を与えています。感染拡大防止の観点から三つの密(密閉、密集、密接)回避の徹底、外出自粛、在宅勤務、飲食店等への休業要請等による接触機会の8割低減に向けた対策が実施され、精神保健福祉業務もこれまでの方法では実施できなくなり、三密を回避するため対面で実施していた事業や大人数が集まって行う事業は中止せざるを得なくなりました。

少人数で実施していた面接相談や家族教室については、人数を制限してソーシャルディスタンスを保持することや、換気や消毒の徹底等の感染対策を講じた上で早急に事業の再開を行うことができましたが、情報交換を行う場や講演会、各種イベント等の大人数が集まって行う活動については、感染対策の徹底を講じることが難しく普及啓発活動が行えない状態となりました。

<WEBを活用した事業展開>

三密の回避の徹底、外出自粛、飲食店への休業要請等による接触機会の8割低減に向けた対策は、新規感染者の低減に一定の効果があった一方で、社会的、身体的接触の低減が要求される自粛生活はメタルヘルス維持にとって不可欠な対人交流を阻害し、強い孤立感、孤独感を生むとともに、種々のストレス解消の機会を奪い、これまで水面下にあったメンタルヘルスの問題が顕在化し、情報発信など普及啓発活動の重要性は高まっていました。

こうした中、在宅勤務などの推進により、WEB会議システムの普及、オンライン診療、動画配信など WEB の活用などデジタル化が急速に進み、オンラインによる情報発信や情報交換の場の整備が一気に普及し、大人数で集まらなくとも情報交換や講演会などを行うための基盤が整っていきました。

当センターにおいても、WEB 会議システムの導入、動画配信による講演会の実施などにより、会場に集まっていただき開催してきた普及啓発活動から WEB を活用した事業展開を行うこととなり、これまでよりも広く普及啓発活動を行えるようにしました。

<災害時における精神保健福祉業務>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、精神保健福祉の重要性は高まっている中、 事業を行うことが難しい状況となっていましたが、結果的には、従来よりも広く情報発 信を行うことができる体制を整えることができました。

新型コロナウイルスの感染拡大時の対応は、まさに災害医療とも言われています。

災害時における精神保健福祉は重要となる一方で、事業の継続が難しい側面もありましたが、どのような状況となっても事業を止めることなく、精神保健福祉業務を継続して実施できるようコロナ禍における精神保健福祉業務の経験を活かして、今後も行っていきたいと思います。

Ⅱ 概 要

1 沿 革

昭和 60 年 10 月 11 日 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」制定

昭和60年12月10日 群馬県精神衛生センター竣工

昭和60年12月17日 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例施行

規則」制定

昭和61年1月1日 群馬県精神衛生センター開設

昭和63年7月1日 群馬県精神保健センターに改称

平成2年11月5日 こころの電話相談開始

平成 3年 4月 1日 アルコール来所相談開始

平成7年10月17日 群馬県精神保健福祉センターに改称

平成11年4月1日 思春期来所相談開始

平成12年4月1日 薬物依存来所相談開始

平成13年4月1日 群馬県精神科救急情報センターを設置

平成14年4月1日 群馬県こころの健康センターに改称

平成14年4月1日 メール相談開始

平成14年4月1日 精神保健福祉法の改正により精神医療審査会事務が移管

平成 14 年 10 月 1 日 高次脳機能障害来所相談開始

平成16年1月1日 群馬県精神科救急情報センターを規則により設置

平成16年4月1日 群馬県精神科救急情報センターが本格的に稼働

平成16年4月1日 ひきこもり相談開始

平成17年4月1日 組織改正により群馬県こころの健康センターと群馬県精神科救

急情報センターを一体化

平成 18 年 10 月 1 日 若年認知症来所相談開始

平成20年1月11日 自死遺族来所相談開始

平成 20 年 3 月 14 日 自死遺族交流会開始

平成22年2月1日 こころの緊急支援事業(CRP)試行開始

平成22年9月30日 会議室(別棟)竣工

平成22年10月1日 こころの緊急支援事業(CRP)開始

平成26年6月1日 ひきこもり支援センター開設

平成29年4月1日 自殺対策推進センター開設

平成 31 年 4 月 1 日 依存症相談拠点機関指定

2 所在地と施設概要

(1) 所 在 地 〒379-2166 前橋市野中町368

(2) 電 話 等 代表電話 027-263-1166

電話相談専用 027-263-1156

FAX 027-261-9912

(3) $\hbar - 4 \wedge^{\circ} - 9^{\circ}$ http://www.pref.gunma.jp

(4) e-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp

(5)敷地面積 3,454 m²

(6)建築面積 延べ 970.90 m²

(1階 553.26 m²、2階 314.03 m²、会議室(別棟)103.61 m²)

(7)構造 鉄筋コンクリート造2階建、軽量鉄骨造1階建(会議室(別棟))



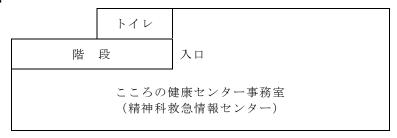
建物写真

(8)平面図

1 階

カンファリ	ノンスルーム	階段		トイレ	小会議室
相談室					
相談室		受			いこいのサロン
	医師相談室	付	入口		(県民学習室)

2階

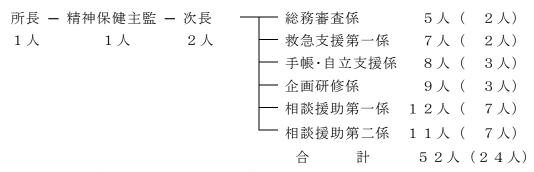


別棟



3 組 織

業務の特性に応じ、次の6係で事業を推進した。 なお、救急移送業務については、全職員体制で実施した。



- 注1 人数は令和3年3月31日現在
- 注2 ()内は非常勤職員で内数

4 職員内訳

令和3年3月31日現在(単位:人)

係 名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備 考 ()は、会計年度任用職員で内数
# B E	所 長	精神科医師	1			1	***
所属長	主監	事務	1			1	
Vhr ⋿	次 長	事務	1			1	
次 長	次 長	保健師	1			1	
	係 長	事 務	1			1	事務 3
	主幹	事務	1			1	看護師 2(2)
総務審査係	主 事	事務	1			1	
	会年職	看護師		2		2	
		計	3	2	0	5	
	係長	保健師	1			1	事 務 3
	技 師	精神科医師	1			1	医 師 1
救急支援	主幹	事務	2			2	保健師 1
第一係	主 任	事務	1			1	看護師 2(2)
	会年職	看護師		2		2	
		計	5	2	0	7	
	係 長	事 務	1			1	事 務 7(3)
	技師長	精神科医師	1			1	医 師 1
- 14	主幹	事務	1			1	
手帳・	主 任	事務	1			1	
自立支援係	主 事	事務	1			1	
	会年職	事務		3		3	
		計	5	3	0	8	
	補佐(係長)	事務	1			1	事 務 2
	主幹	保健師	1			1	保健師 5(1)
	副主幹	事務	1			1	心 理 1(1)
	技師	保健師	3			3	精神保健福祉士 1(1)
企画研修係		保健師		1		1	
	会計年度	看護師					
	任用職員	心理		1		1	
		精神保健福祉		1		1	
		計	6	3	0	9	

名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備 考 ()は、会計年度任用職員で内数
	技師	精神科医師			2	2	医 師 3(1)
	技師長	保健師	1			1	保健師 3
	主幹	心理	1			1	看護師 1
	主幹	看護師	1			1	心 理 4(3) 精神保健福祉士 1(1)
相談援助	技師	保健師	2			2	有作体使佃佃工 1(1)
第一係		精神科医師		1		1	
	会年職	心理		3		3	
		精神保健福祉		1		1	
		1	5	5	2	12	
	係 長	保健師	1			1	医 師 4(3)
	技師長	精神科医師	1			1	保健師 3
	技師	保健師	2			2	心 理 2(2) 精神保健福祉士 2(2)
相談援助		精神科医師		3		3	
第二係	会年職	心理		2		2	
		精神保健福祉		2		2	
		計	4	7	0	11	
		精神科医師	4	4	2	10	
		事務	14	3		17	
		保健師	12	1		13	
合	計	看護師	1	4		5	
		心理	1	6		7	
		精神保健福祉	0	4		4	
		合 計	32	22	2	56	

Ⅲ 実施状況

第1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修

(1) 事業の目的

精神保健福祉行政を円滑に推進するため、精神保健福祉業務に従事する市町村、 保健福祉事務所及び関係施設の職員等を対象に、資質や技術の向上を目的に基礎研 修や専門研修等を実施した。

(2) 事業の実績

1)精神保健福祉初任者研修

対 象	日程	内容・講師等	出席者
新任の精神保健福	R3	①精神疾患の理解を深める	
祉担当者(市町村、	2/1	こころの健康センター職員	119 人
保健福祉事務所、	(月)	②精神障害者家族会の活動について	
精神障害者福祉サ	\sim	群馬県精神障害者家族会連合会	
ービス事業者等の	2/28	③精神科病院の入院治療と退院後支援の枠組み	
精神保健福祉業務	(日)	県立精神医療センター職員(精神保健福祉士)	
に従事する新任		④地域移行支援と地域定着支援の実際	
(着任概ね3年以		(社福) アルカディア 相談支援専門員	
内)の職員)		⑤精神障害者のエンパワメント	
		(社福)明清会 相談支援事業所 相談支援専門員	
		⑥当事者からのメッセージ	
		精神障害当事者(ピアサポーター)	
		開催方法 オンライン開催 (動画配信)	

2)精神保健福祉専門研修(電話相談員研修会)

対 象	日程	内容・講師・会場等	出席者
県内の相談機関で	R3	講義・演習・グループワーク	
電話相談に従事す	1/26	「電話相談の基本と困難対応ケースへの対応~自	24 人
る者	(火)、	殺を防ぐためにできること~」	
	2/26	講師 NPO法人メンタルケア協議会	
	(金)	理事 西村 由紀 氏	
		会場 所内会議室 (講師とのオンライン中継)	

2 技術指導及び技術援助

(1) 事業の目的

地域精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉の専門的中枢機関として、各種関係機関に対して技術指導及び技術援助を行っている。

(2) 事業の実績

令和2年度の技術指導・援助件数は17件、対象者別出席者数は延べ599人だった。

No	実施日	事業内容	主催者	対象者	出席者	対応職種
1	R2	ひきこもり支援者研修会	安中市	ひきこもり支援関係	20	精神保健福祉士
	7/22			者連絡会メンバー		1
2	8/19	県生活困窮者自立支援制	群馬県	各市町村、各社会	30	保健師 1
		度関係新任者研修		福祉協議会職員等		
3	9/8	群馬県子ども・若者支援	群馬県子ども・	協議会構成員	31	精神保健福祉士
		協議会実務担当者会議	若者支援協議			1
			会実務担当者			
	0./0.0		会議			/D 64 67 4
4	9/30	生活保護関係職員等研	群馬県	県職員、市町村職	45	保健師1
5	10/0	修会	联民间纵入类	員 小・中・高校・特別	40	医師 1
Э	10/9	教育相談中級研修講座	群馬県総合教 育センター	小・中・高校・特別 支援学校教職員	40	
6	10/29	家庭相談員連絡協議会	月 L V ブ	県内家庭相談員及	19	医師 1
	10/23	研修会		び子育て支援関係	10	1 4H 2
		191124		職員		
7	11/1,	取調べ技能専科	群馬県警察本	警察官	24	医師 1
	12/1		部刑事企画課			
8	11/12	ひきこもり講座	桐生市社会福	社会福祉協議会、地	16	保健師 1、
			祉協議会	域包括支援センタ		精神保健福祉士
				一、障害者基幹相談		1
				支援センター、桐生		
	11/15			市	4.0	元 47 。
9	11/17	群馬県母子会研修	母子会	母子会	40	医師 1
10	12/7	渋川市保健師研修会	渋川市	保健師	30	医師 1、 保健師 1
11	12/17	 ひきこもり家族教室	安中市	ひきこもりで悩	20	医師 1
11	14/11	してこりが承接独生	女 干 III	む家族や支援者	20	1 내 스
12	12/19	初級障がい者スポーツ	群馬県障害者	受講生	20	医師 1
	,	指導員養成講習会	スポーツ協会	HIV		
13	R3	ひきこもり講座	KHJ 群馬はるか	本人・家族・支援	16	保健師 2
	2/21		ぜの会 (家族会)	者		
14	2/27	消防職員専科教育第2	群馬県消防学	救急科学生	77	医師 1
		6期救急科講義	校			
15	3/3	利根沼田地域自殺対策	県利根沼田保	利根沼田地域自	40	医師 1、
		連絡会「こころのわ ネ	健福祉事務所	殺対策連絡会構		保健師 1
		ットワーク会議」	77/ 17 - 17/ 17/ 17/ 17/ 17/ 17/ 17/ 17/ 17/ 17/	成員ほか		10 kg 400
16	3/17	厚生補導研究会	群馬工業高等	教職員	60	保健師 2
1.7	0/10	ヴノル ぴったいと	専門学校		7.1	运在 。
17	3/18	デイサービスセンター 職員研修会	群馬県老人福	デイサービスセンター聯号	71	医師 1、
		啾貝妍修云	祉施設協議会	ンター職員		保健師 1

3 広報普及活動

(1) 事業の目的

県民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、各種の事業や広報媒体を通じ、全県的規模で広報普及活動を実施した。

(2) 事業の実績

1)「こころの相談Q&A」の新聞掲載

電話相談や来所相談で相談の多い事例について、毎月第1月曜日に上毛新聞の「生活」面に記事を掲載した。

掲載月	テ ー マ
令和2年 4月	・思春期のお子さんへの接し方について
5 月	・強迫性障害について
6 月	・こころの健康センター電話相談について
7月	・躁うつ病について
8月	・死にたいほどつらい気持ちになっていたら
9 月	・自死遺族について
10月	・精神障害者福祉手帳について
1 1 月	・ひきこもりについて
12月	・高次脳機能障害について
令和3年 1月	・寝酒と依存症について
2月	・自立支援医療(精神通院)について
3 月	・ゲートキーパーについて

2) ホームページ

当センターの事業の紹介や案内、統計資料の公表をホームページにより行った。 ホームページアドレス: http://www.pref.gunma.jp/07/p11700016.html

3) 図書等の貸出(貸し出し不可の書籍等も含む)

蔵書 全冊数 428冊

4 こころの県民講座

(1) 事業の目的

現代社会が抱える精神保健福祉に関わる諸問題をわかりやすく取り上げ、県民に対する精神保健福祉の知識の普及や意識の高揚を図る。

(2) 事業の実績

1) テーマ 「つながり過剰症候群の時代~子どもの人間関係をめぐる現状と課題~」

配信期間 令和2年12月18日(土)~令和3年1月22日

開催方法 動画配信 (YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開)

講 師 筑波大学人文社会系 教授 土井 隆義 氏

参 加 者 162人

2) テーマ 「コロナ禍における自殺と自殺対策

~追い詰められるこころとインターネットを活用した支援~」

配信期間 令和3年2月15日(土)~3月31日

開催方法 動画配信(YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開)

講 師 和光大学現代人間学部心理教育学科准教授 末木 新 氏

参加者 267人

5 精神保健福祉相談

(1) 事業の目的

県民からこころの悩みや不安についての相談を受け、必要に応じて、支援機関や当 センター事業を紹介、地域への繋ぎなどを実施している。

1) 電話相談

①事業の説明

月~金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 9:00~17:00 に実施。

②事業の実績

延べ相談件数は4,385件で、昨年度と比較し1,000件以上増加した。

ア 相談対象者

「自分」のことに関する相談が 71.2%と最も多く、以下「子供」12.3%、「その他」7.3%、「配偶者」3.5%、「その他の親族」3.2%である。

イ 相談経路

電話相談に至ったきっかけ(経路)は、「インターネット」が27.8%と最も多く、次いで「新聞・広報等」は16.6%、「保健・福祉関係」は15.3%である。

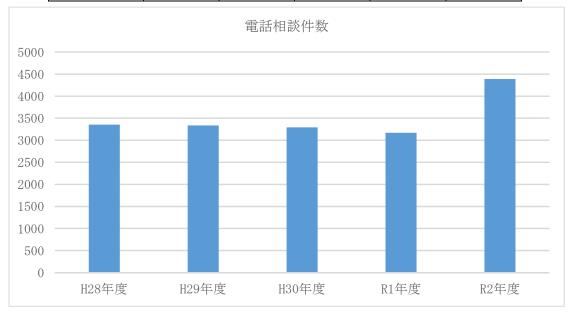
ウ 相談内容

対人関係及び心理的な悩みに関することが半数以上を占め、その内訳は「話したい(頻回利用)」は 37.2%、「心理的な相談・自分の性格」が 16.9%となっている。 次いで「その他」が 11.8%、「医療機関・関係機関に関すること」が 7.6%である。

新型コロナウイルス感染症によるこころの相談は423件である。

エ 電話相談件数の推移

年度	H 2 8	H 2 9	Н 3 О	R元	R 2
件数(延べ)	3, 353	3, 333	3, 290	3, 167	4, 385



2) メール相談

- ①相談日 メールは24時間受信し、2週間以内に返信を行っている。
- ②従事者 精神科医師、心理士、保健師
- ③事業の実績 相談件数は延べ78件であった。

ア 相談の内容

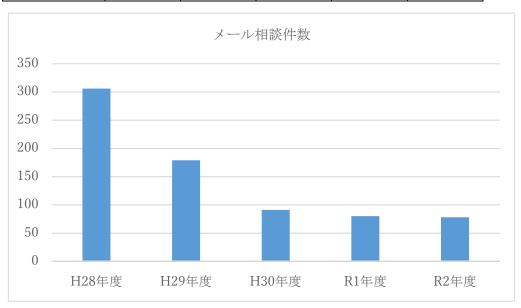
対人関係及び心理的な悩みに関することの「心理的な相談・自分の性格」が 25.6%と最も多く、次いで行動上の問題に関することの「依存」が17.9%、「問題行動」が15.3%の順となっている。

イ 受付時間帯

最も受信件数が多い時間帯は $12:01\sim17:00$ で 35.8%、次いで $17:01\sim22:59$ の 25.6%の順となっている。

ウ メール相談件数の推移

年度	H 2 8	H 2 9	Н3О	R元	R 2
件数(延べ)	306	179	91	80	78



6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業

平成31年4月より「依存症相談拠点」として、今まで実施してきた依存症相談や家族教室・本人向け回復プログラムなどの継続の他、研修やリーフレット等による情報提供、ホームページの充実による支援機関の周知、各機関との会議や共催事業を実施して連携を図るなど、当センターの事業と地域の社会資源を結びつけた依存症支援の強化を目指している。

(1) 依存症医師相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題で困っている当事者及びその家族等を対象に、精神科医師による来所相談を実施している。

依存症問題を持つ当事者と依存問題に影響された家族の回復を目的とし、適宜、依存症家族教室や依存症からの回復支援塾(本人向け)及び地域の社会資源に結びつけている。

- 1)開催月2回 (偶数月は3回)
- 2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士
- 3) 事業の実績

(単位 件数)

	相談		相談内容内訳									
年度	件数	違法薬物	処方薬	市販薬	溶剤溶剤	アルコール	キ゛ャンフ゛ル	その他				
H28 年度	2 8	4	3	0	0	1 7	6	0				
H29 年度	3 3	2	1	0	0	7	2 1	2				
H30 年度	3 1	4	1	0	0	1 2	1 0	1				
H元年度	4 0	2	1	3	0	1 6	1 7	4				
R2年度	4 0	3	4	1	0	1 5	1 6	1				

(2) 依存症者の家族教室

平成25年3月より家族支援プログラムとして「ぐんま依存症ファミリートレーニング(GIFT)」を実施している。GIFTはCRAFT(コミュニティ強化と家族訓練)を参考に作成したもので、6回1クール、年に2クール実施している。

- 1)目標 家族が本人についての考え方や行動の仕方を整理し、実践練習すること を通して、①家族が苦労を減らすこと、②本人の依存症問題を減らすこと、 ③本人が依存症に向き合うこと、を達成することを目標とする。
- 2)開催 毎月第4水曜日 午後1時30分~4時30分※4月、5月、7月は、新型コロナ感染拡大により、開催を中止した。
- 3)内容家族支援プログラム GIFT の実施と参加者同士の話し合い
- 4) 従事者 精神科医師、保健師、心理士
- 5)延べ参加者数 83人

【GIFTプログラム】

回	家族支援プログラム GIFT の学習テーマ
第1回	トラブルマップで問題を解決する
第2回	暴力への対応と限界設定
第3回	ポジティブコミュニケーション
第4回	関わり方の整理
第5回	自分の生活を豊かにする
第6回	本人に治療を勧める

(3) 依存症からの回復支援塾

平成28年度から、依存症当事者を対象とした「依存症からの回復支援塾」を開催。 本事業は、集団治療回復プログラムを提供するとともに、その普及を図ることを目的 としている。

- 1)目標 参加者が自己肯定感を高め、自分自身に合った社会資源(専門医療機関 や自助グループ等)を利用しながら、その人らしい安定した生活を継続して 送ることができるよう集団プログラムを開催する。
- 2) 開催 毎月第1・3金曜日の13時30分~15時
- 3)内 容 物質使用障害治療プログラムSMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) 16を10回1クールに一部改編したもの。 年間2クール実施。
- 4) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士 コ・ファシリテーター 回復者(藤岡ダルクスタッフ)
- 5)参加者数 実11人、延88人

(4) 依存症県民セミナー

アルコールや薬物、ギャンブルの依存症について広く知ってもらうことを目的として実施した。

- 1) テーマ 「人はなぜ依存症になるのか~回復のために必要なもの~」
- 2) 配信期間 令和3年3月22日(月)~4月22日(木)
- 3) 開催方法 群馬県 YouTube 公式チャンネルツルノス
- 4)講師 国立精神・神経医療研究センター 部長 松本 俊彦氏
- **5) 参加者数** 209人(再生回数358回)

(5) 依存症回復支援者研修会

地域における依存症支援者の援助技術の向上を図り、本人や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を図ることを目的として実施した。

- 1) 日時・場所 令和2年12月9日(水) 群馬県産業技術センター
- 2) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 3) 参加者 47人 (コロナ感染症防止対策として 50 人限定とした)
- 4)講義内容
 - ①「依存症の基礎知識」 講師:こころの健康センター 三浦医師
 - ②「赤城高原ホスピタルでの依存症治療について」 講師:赤城高原ホスピタル 藤川精神保健福祉士
 - ③「当事者・家族からのメッセージ」 AA (アルコホーリクスアノニマス) FA
 - ④事例検討

(6) 依存症地域生活支援者研修会

依存症患者等の早期発見・早期介入を図ることができる人材育成を目的として実施した。

- 1) 日時・場所 令和2年12月2日(水) 群馬県産業技術センター
- 2)対象 (5)の依存症回復支援者研修と同様
- 3)参加者 47人
- 4) 講義内容
 - ①「ギャンブル依存症の基礎知識」講師:こころの健康センター 三浦医師
 - ②「多重債務とギャンブル依存症」講師:仲道司法書士
 - ③「当事者・家族からのメッセージ」 家族: FA (ファミリーズアノニマス)

(7)連携会議運営事業

依存症患者に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法を含めた 関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共 有、研修計画の調整等を行うことを目的に依存症地域支援連携会議を開催した。

	開催日、参加状況	内 容
第	R2. 7. 30	①各機関の依存症対策の取組状況と課題について
男 4		②新型コロナウイルス流行時の取組について
	参加人数:12 団体 14 名	③昨年度2月に開催した「依存症回復支援フォーラ
回	事務局7名	ム」の振り返り
		④その他
	R2. 10. 29	「ギャンブル等依存症地域支援情報交換会」
盔		①各機関のギャンブル等依存症対策の取組状況と課
第2	参加人数:13 団体 14 名	題等について
	事務局5名	②ギャンブル等依存症地域支援における連携につい
回		て(事例検討を含む)
		③その他
第	R3. 3. 12	「アルコール依存症地域支援情報交換会」
- 第 3		①アルコール依存症が疑われる方の搬送状況、課題等
	参加人数:6団体7名	②救急との連携について意見交換
回	事務局7名	③その他依存症対策に関すること

(8) その他

県内における依存症関連問題自助グループや関係機関との連絡・調整、助言等を随 時行っている。

1)講話・研修会等

- ①刑務所や保護観察所など、関係機関への講師派遣
- ②出前なんでも講座(依存症に関するもの)を2回実施した

2)回復支援のための協力

ダルク・専門病院・保護観察所との回復プログラムの共有や情報交換・見学等

3)情報発信

- ①新聞・ラジオ・研修会を活用した依存症の啓発
- ②依存症リーフレットや依存症相談カードの配布・相談窓口の周知

7 思春期相談

(1) 事業の目的

思春期精神保健に関する知識の普及や相談等総合的な対策をとることにより、精神 発達の途上にある者の精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見等を図 る。

(2) 事業実績

1)来所相談

思春期に対する専門医師による相談と必要に応じた心理検査の実施により、本人 特性を踏まえながらアドバイスを行っている。

相談件数の内容は統計上、主なもので分類しているが重層的な内容が多い。

	相談	/ / 米b				7	相談内容	!	(単作	立:件)
年度	11 改	计数	ひきこ	こもり	不登校		発達障害		その他	
	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ
28	26	33	2	2	9	9	2	2	13	20
29	18	29	5	12	2	2	1	1	10	14
30	12	21	4	8	4	5	0	0	4	8
31 (元)	18	26	7	11	4	5	0	0	7	10
2	20	36	7	10	2	3	0	0	2	3

2) 児童思春期講演会

児童思春期をテーマに年間1回「こころの県民講座」として開催。詳細については、13ページに記載。

8 自殺対策事業

(1) 事業の目的

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点として、平成29 年4月1日、こころの健康センター内に「群馬県自殺対策推進センター」を設置した。 令和2年度は既存の事業を活かしながらも新型コロナ感染流行を考慮した若年層への 支援、ハイリスク者への支援及び地域の特性に応じた対策の支援等の事業を実施した。

(2) 事業実績

1) 若年層への支援

①教職員向け自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、教諭・養護教諭等を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時:令和2年8月5日、8月20日、12月17日、12月23日

参加者:16人(8月5日)、16人(8月20日)、13人(12月17日)、16人(12月23日) 講師:木藤 陽香保健師、鈴木 紋子保健師、鈴木 浄美保健師(こころの健康センター)

②若い世代に向けた自殺対策動画の制作

若者に対して県の相談窓口に関する情報を届け、自殺を未然に防ぐために、若い世代に向けた自殺対策動画(3本)を群馬県内に本拠地を置くプロスポーツチーム(群馬クレインサンダーズ、群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパクサツ群馬)の協力を得て制作し、YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で公開した。

動画は、各市町村にもデジタルサイネージ等での放映に協力を依頼し、太田市、 下仁田町において放映を行った。

また、平成29年度に制作した動画を「群馬県自殺予防月間 (9月)」及び「自殺対策強化月間 (3月)」に、高崎市の協力を得て「高崎駅中央改札前」、「高崎オーパ」、「LABI高崎」に設置されているデジタルサイネージに、関東財務局前橋財務事務所の協力を得て「前橋地方合同庁舎」に設置されているデジタルサイネージで放映を行った。

2) ハイリスク者への支援

①地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会の開催

地域毎の自殺未遂者支援に関わるネットワーク構築のため、救急告示医療機関や精神科医療機関の職員、救急隊、警察官、行政職員等を対象とする研修会を実施した。

ア 東毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会

日 時:令和2年9月24日(木) 18:00~20:00

会 場:太田高等看護学院 講堂

参 加:28人

内容:「当施設における自殺未遂症例の対応について」

SUBARU 健康保険組合 太田記念病院

救急科主任部長兼救命救急センター長 秋枝一基氏

「太田記念病院における自殺未遂者への対応について」 医療法人赤城会 三枚橋病院 理事長 檀原暢氏

グループディスカッション

イ 中北毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会

日 時:令和3年3月12日(金) 18:00~20:00

場 所:オンライン

参加者:33人

内 容:「群馬大学付属病院救急科における自殺未遂者への対応について」

群馬大学大学院医学系研究科 救急医学教授 大嶋清宏氏 「自殺企図ケースをどう見るかー精神科からみた評価と対応ー」 群馬大学大学院医学系研究科 神経精神医学助教 藤平和吉氏

グループディスカッション

ウ 西毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会

(新型コロナウイルス感染拡大のため、R2年度の開催は中止とした)

②自殺企図者相談支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、警察、県及び中核市(前橋市、高崎市)が連携 して、未遂者や家族に対する相談支援を行った。

令和2年度は、警察からの情報提供3件だった。(ほか中核市への情報提供1件)

③自殺未遂者こころの支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急指定病院と連携して帰宅後の未遂者や家族 の支援を行った。令和2年度は、病院からの情報提供0件だった。

④かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催

うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るため、県内のかかりつけ医や産業医を対象に、うつ病の基礎知識、診断・治療等に関する研修会を開催した。

日 時:令和2年11月8日(日)13:00~17:30

場 所:群馬県教育会館 大ホール

参加者:51人

内 容:「うつ病の基礎知識」

群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学 教授 福田 正人 氏 (医師)

「うつ病の治療の実際とケア」

中泉メンタルクリニック 院長 黒崎 成男 氏 (医師)

「認知行動療法の仕組みとうつ病への対応方法について」

群馬大学医学部附属病院精神科神経科 病院講師 小野 樹郎 氏 (医師)

「産業保健におけるかかりつけ医、精神科医との連携」

群馬大学 大学教育・学生支援機構 健康支援センター

副センター長 竹内 一夫 氏 (医師)

⑥アルコール問題対応力向上研修会の開催

アルコール依存症者の自殺率は高いという現実を踏まえ、治療に結びついていない問題飲酒者の早期発見・早期介入のために何をすべきか、診療・健康指導の場面で生かせるアルコール問題への対応方法についての研修会を開催した。

日 時: 令和3年2月21日(日)午後2時~4時15分

場 所:群馬県庁 291会議室

参加者:46人

内 容:講義「アルコール依存症と治療~赤城高原ホスピタルでの取り組み~」

講師:赤城高原ホスピタル 北村 徳章 氏

アルコール依存当事者の体験談 (AAの紹介含む)

講師: AA (アルコホーリクス・アノニマス) メンバー2人

3)地域の特性に応じた対策の支援

保健福祉事務所が開催する地域自殺対策連絡会議を通じて、自殺対策に関する情報提供・助言など地域の特性に応じた対策の支援を行った。

4) 相談体制の充実

①こころの健康相談統一ダイヤル 0 5 7 0-0 6 4-5 5 6

全国共通の電話番号による自殺予防のための電話相談を行った。

相談時間は平日の $9:00\sim22:00$ (ただし、祝日及び年末年始を除く) で、令和 2 年度の相談件数は延べ 3,985 件である。

②精神保健福祉相談 (詳細については14ページに記載)

面接、電話及びメールによる精神保健福祉相談を実施した。

面接相談 : 157件(うち自殺関連 13件) 電話相談 : 6,139件(うち自殺関連 635件) メール相談: 80件(うち自殺関連 7件)

③「多重債務者相談会」における「こころの相談」の実施

県消費生活課と市町村消費生活センター等で開催する相談会において、各保健福祉事務所や中核市の保健師の協力を得て、相談者に対する「こころの相談」を実施した。

10 会場 48 件

④自死遺族相談の実施

身近な人を自死で亡くされた方を対象に自死遺族相談を実施した。

相談日:毎月第1木曜日(予約制)

従事者:精神科医師、保健師

相談件数:14件18人(上記②面接相談の内数)

⑤自死遺族交流会の開催

自死により家族等を亡くした遺族のための交流会を実施した。(上記④を受けた者のうち希望者)

開催日:毎月第2金曜日

従事者:精神科医師、保健師

参加者:延39人

5) 人材育成

①自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、相談業務に従事する保健福祉関係職員、教諭・養護教諭を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

参加者数:48人(1回目16人・2回目16人・3回目16人)

日時: 令和2年9月30日、10月22日、11月18日

参加者:16人(9月30日)、16人(10月22日)、16人(11月18日)

講師: 木藤 陽香保健師、鈴木 紋子保健師、鈴木 浄美保健師 (こころの健康センター)

②群馬県版ゲートキーパー手帳を活用した研修会の実施

・講師を派遣し行政職員を対象に研修会を開催した。

	日時	主催	対象者	参加人数
1	令和2年10月28日(水)	障害政策課	県職員	8 人
2	11月4日(水)	障害政策課	県職員	6 人
3	11月11日(水)	障害政策課	県職員	15 人
4	11月16日(月)	障害政策課	県職員	18 人
5	11月19日(木)	障害政策課	県職員	21 人
6	12月14日(月)	障害政策課	県職員	10 人

(参考) 県、保健福祉事務所及び市町村開催計

開催回数:28回 参加者数:662人

③群馬県版ゲートキーパー手帳を利用しないゲートキーパー養成研修

・講師を派遣し教員、行政職員、ケアマネジャーや相談員を対象に研修会を開催した。

(参考) 県、保健福祉事務所及び市町村開催計

開催回数:32回 参加者数:744人

④群馬県版ゲートキーパー手帳の配布

上記研修会のテキストとして群馬県版ゲートキーパー手帳を配布した。また、統計情報を更新し、研修を実施する保健福祉事務所、中核市等にデータの提供を行った。

配布部数:722部

⑤ゲートキーパーリーフレットの配布

簡易的な研修資材としてリーフレットを配布した。また、外国語(英語、中国語、 スペイン語、ポルトガル語)版のリーフレットを、ホームページに掲載した。

配布部数:64部

⑥ゲートキーパー講師養成研修

県や市町村だけでなく、産業保健分野においても広くゲートキーパー研修を開催できるよう、講師を担える保健師等の職員を養成するため、県内2カ所で研修を開催した。開催回数:2回参加者数:28人

⑦自殺予防講演会

例年、自殺予防講演会を群馬県自殺予防月間(9月)に開催しているが、令和2年度はコロナ禍であったため、代替え事業として若い世代に向けた自殺対策動画(P21に掲載)を作成した。

6) 広報啓発

①自殺予防啓発リーフレット等の作成及び配布

群馬県自殺予防月間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等における啓発活動に使用するために、下記の啓発物品を作成し、各種事業で活用した。

また、県内市町村等の要望に応じて配布し、活用を依頼した。

- ・自殺予防啓発リーフレット「ひとりの命大切ないのち」 21,000 部作成
- 自殺予防啓発ポケットティッシュ 80,000 個作成

②自殺予防啓発事業の実施

ア 群馬県自殺予防月間 (9月)

・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル 展示や啓発物品の提供を行った。

期 間:平成30年8月17日(金)~9月18日(火)

・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所:群馬県庁32階展望ホール及び県民駐車場、

関東財務局前橋財務事務所、太田市役所、下仁田町保健センター

期 間:令和2年9月1日(日)~9月30日(月)

イ 自殺対策強化月間(3月)

デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所:群馬県庁32階展望ホール及び県民駐車場、

関東財務局前橋財務事務所、高崎駅中央改札口前、

高崎オーパ、LAVI 高崎

期 間:令和3年3月1日(日)~3月31日(火)

ウ JR東日本高崎支社と協働した活動

群馬県自殺予防月間(9月)および自殺対策強化月間(3月)に、高崎駅、 前橋駅、新前橋駅構内のトイレに「こころの健康相談統一ダイヤル」案内カード を配置し、相談窓口を周知した。

エ その他

新聞・FMラジオでこころの健康センター統一ダイヤルの周知等を行った。

9 ひきこもり支援センター事業

(1) 事業の目的

平成26年6月にこころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設した。ひきこもりに特化した第一次相談窓口を設け、相談窓口を明確化し適切な機関へつなげることにより、相談者の掘り起こしや、初期的な状況での支援によって、長期化や深刻な状態となる重度化の減少を目的としている。主に、相談支援、関係機関との連携、人材育成、情報発信について事業を行っている。

(2) センターの概要

名称:ひきこもり支援センター

開設:平成26年6月1日

場所:群馬県こころの健康センター内

時間:電話相談は月曜日~金曜日 午前9時~午後5時(祝日、年末年始は除く)

来所相談は予約制

体制:ひきこもり支援コーディネーター(専任・嘱託)2人

保健師(兼務・正規)

(3) 事業実績

1) 相談支援

専任のひきこもり支援コーディネーターを配置し電話相談等に応じている。 相談内容に応じて、来所相談(保健相談・医師相談)や家族教室、他の適切な支援機関につないでいる。

①電話相談(ひきこもり支援センター分再掲)

ア 電話件数

	H28	H29	H30	R元	R2
実件数	257	255	226	289	279
延件数	497	472	459	528	639

イ 相談者内訳(延件数)

	H28	H29	H30	R元	R2
本人	64	79	72	65	105
本人以外	433	393	387	463	534

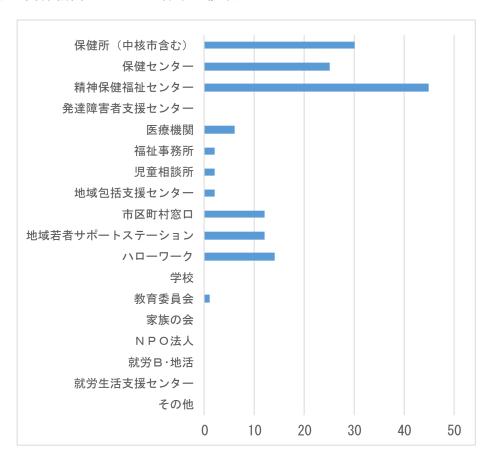
ウ 当事者性別 (実件数)

	H28	H29	H30	R元	R2
男性	165	173	137	192	173
女性	81	65	54	73	89
性別不明及び個別相談ではない	11	17	35	24	17

工 当事者年代 (実件数)

	10 代未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代以	不明
							上	
H28	0	63	66	52	30	14	4	28
H29	0	29	79	60	39	8	1	39
H30	0	34	43	45	26	12	1	65
R 元	1	42	62	63	50	18	6	47
R2	0	41	71	39	35	21	7	65

オ 関係機関へつないだ件数 (複数計上)



注: ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント(厚生労働省統計に準ずる)

②来所相談 (ひきこもり支援センター分再掲)

ア 来所件数 (予約制)

	H28	H29	H30	R元	R2
実件数	36	32	46	35	38
延件数	60	45	66	53	87

注:H26、27年度は手紙も来所に含まれる

イ 相談者内訳

相談者 (延件数)

	H28	H29	H30	R元	R2
本人	10	9	19	21	30
本人以外 (複数来所)	81	58	79	52	84

当事者性別 (実件数)

	H28	H29	H30	R元	R2
男性	30	23	37	25	29
女性	6	9	9	9	9

当事者年代 (実件数)

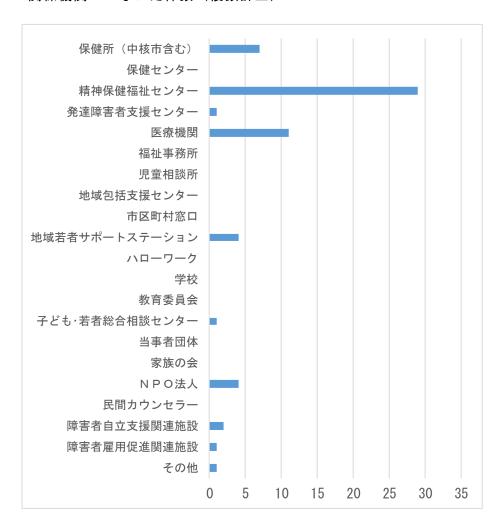
	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代以上	不明
H28	7	17	11	0	1	0
H29	6	15	8	3	0	0
H30	7	17	20	1	1	0
R 元	6	14	10	2	0	2
R2	9	23	14	3	2	1

ウ 対応(~H29:実件数、H30~:延件数)

	H28	H29	H30	R 元	R2
情報提供	21	21	6	2	6
助言指導	7	6	32	12	37
傾聴	0	0	5	3	7
予約	8	5	9	7	25
関係機関へのつなぎ	_	_	14	29	12

注:H30から項目に「関係機関へのつなぎ」を新設

エ 関係機関へつないだ件数 (複数計上)



注: ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント(厚生労働省統計に準ずる)

2) ひきこもりの家族教室

目 的 ひきこもりに関する知識や対応の工夫を学び、家族自身が気持ちの ゆとりを持つ機会を提供する。

開 催 原則第4木曜日 午後1時30分~4時

従事者精神科医師、保健師、精神保健福祉士(嘱託)、心理士(嘱託)

参加者数 実15人、延60人 (関係者見学:延35人)

場 所 こころの健康センター いこいのサロン

内 容 ひきこもりに関する知識や情報、声かけの工夫等を学ぶ情報提供型

備 考 R元年度下期にテキストを作成

日	程	内容			
6月25日	10月22日	ひきこもりとは、オリエンテーション			
7月30日	11月26日	会話の工夫			
8月27日	12月24日	関わり方の工夫			
9月24日	1月28日	生活を豊かにする			
8月27日午前		R 1 年度思春期県民講座 ビデオ試写会			

※4月、5月は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催延期

3) 関係機関との連携

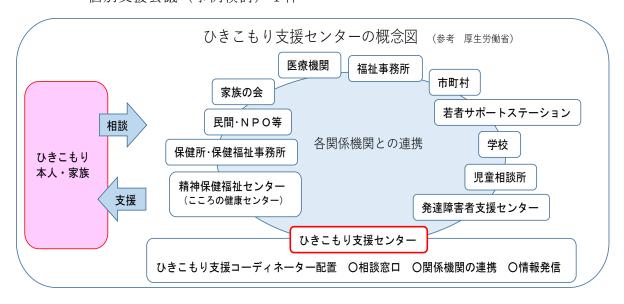
例年は関係機関の会議や研修会等を通して、ひきこもり支援センターの紹介や情報交換を行ったり、関係機関を訪問し、相互に役割や機能の理解を深めているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、殆どが中止またはオンラインでの参加となった。

①会議出席

- ・ひきこもり支援機関連絡協議会
 - → 既存の県子ども・若者支援協議会(代表者会議、実務者会議)を活用
- ・群馬県若者自立支援ネットワーク会議
 - → 令和元年度~開催なし

②研修会等講師

- ・出前なんでも講座2件、ひきこもり家族教室に関する派遣2件
- ・個別支援会議(事例検討)1件



4) 人材育成

①ひきこもり支援関係職員研修会

- ·日 時 令和2年7月21日(火)
- ・内 容 「ひきこもり相談の基礎~日々の相談業務に活用しましょう~」
- ・講 師 大舘実穂医師、坂爪恵美ひきこもり支援コーディネーター
- ・対象者 相談支援に従事する保健・福祉、市町村、医療等の関係職員
- ・参加数:54名(申込み101名、コロナ感染症対策のため、会場定員55名)

②ひきこもり講演会

- ・方 法 Web開催(事前に申込みをした県民に対し、期間限定で配信)
- ・期 間 令和3年3月1日(月)~同年3月15日(月)
- ・内 容 「ひきこもりと社会的孤立の理解と支援 ~誰も取り残されない地域づくりに向けて~」
- ·講 師 愛知教育大学教育学部 准教授 川北稔先生
- ・対象者 一般県民及び保健、医療、福祉、教育等関係機関の職員(定員なし)
- ・申込み数:276名(動画再生回数496回)

5)情報発信

- ①新聞、ラジオ、研修会等での広報活動
- ②ひきこもり支援センターのリーフレット配布
- ③メルマガ掲載 (子ども・若者支援協議会)

10 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位:件)

		H28	H29	H30	R元	R2
申請		5, 498	6, 208	6, 754	7,812	7, 459
承認		5, 454	6, 164	6, 696	7, 739	7, 373
	1級	2, 097	2, 296	2, 259	2, 391	2, 127
承認内訳	2 級	2, 527	2, 968	3, 402	3,872	3, 446
	3 級	830	900	1,035	1, 476	1,800
不承認		44	44	58	73	86
年度末時点の手帳保有者数 (診断書 + 年金証書)		10, 927	12, 073	13, 105	14, 412	14. 953

11 自立支援医療費 (精神通院医療)

自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証(精神通院)を交付した。

(単位:件)

		H28	H29	H30	R 元	R2
申請		24, 022	27, 409	28, 549	30, 261	23, 171
認定		24, 015	27, 400	28, 547	30, 253	23, 163
内訳	新規	3, 585	3,840	4, 146	4, 222	3, 684
	継続	17, 529	19, 362	20, 642	22, 174	15, 916
	変更	2, 901	4, 198	3, 759	3,857	3, 563
不認定		7	9	2	8	8
年度末時点の認定者数		21, 503	22, 703	24, 269	25, 713	28, 628

12 精神医療審査会

精神医療審査会では、精神科病院に入院中の者の人権擁護と適正な医療の確保のために、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告並びに医療保護入院者の入院届の審査と、入院患者等からの退院・処遇改善の請求に関して審査を行っている。

(1)退院請求等の受付

専用電話(退院請求専用電話)により精神科病院の入院患者やその保護者から、退院 や処遇改善等の受付を行った。

①相談の内容

(単位 件)

	————————————————————— 年度	H29	H30	R 元	R2
合計(A+E	3+C)	164	199	294	212
退	措置入院	18	21	27	27
院	医療保護入院	75	126	142	161
請	任意入院	13	6	37	11
求	緊急措置入院	0	0	0	0
(A)	形態不明	32	29	1	13
処遇改善	他の入院形態への変更	2	3	1	0
(B)	病棟異動及び隔離解除	4	13	12	0
	入院理由が納得できない	1	0	0	1
	病院職員の接遇態度への不満	4	0	10	2
	病院設備に対する不満	2	0	8	0
その他	主治医の変更希望等	1	0	1	0
(主な訴	治療内容に納得できない	3	0	3	3
え)	入院が長期化している	0	0	0	0
(C)	家のことが心配である	0	0	2	0
	入院費の不満	0	0	1	0
	審査会の問い合わせ	2	0	27	4
	その他	7	1	22	18

②相談者の入院形態

(単位 件)

年 度	H29	H30	R 元	R2
合 計	164	199	294	402
措置入院	20	23	27	50
医療保護入院	89	135	143	273
任意入院	17	8	37	16
緊急措置入院	0	0	1	0
形態不明	38	33	86	63

(2) 審査会委員数及び開催状況

精神医療審査会は、4つの合議体で審査し、各合議体の構成は次のとおりとなっている。合議体は、原則毎月第1水曜日・第3水曜日の月2回、当センター内において開催された。 (単位 人)

	委員数	法律家委員	学識経験委員	医療医院
第 1 合議体	5	1	2	2
第2合議体	5	1	3	
第3合議体	5	1	1	3
第4合議体	5	1	1	3
合計	20	4	5	11
予備委員	_	_	2	6

審査回数	24(1回中止)
全体会議回数	1(中止)

(3) 定期の報告等に係る審査状況

審査件数は、措置入院者の定期病状報告が17件、医療保護入院者の定期病状報告が1,891件、医療保護入院者の入院届が2,917件であった。審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。 (単位 件)

年度	H2	29	H30		R :	元	R	R2	
届出書類種別	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	
措置入院者の定期 病状報告	17	1	15	2	18	3	17	6	
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,560	137	1, 457	64	1, 458	57	1,891	309	
医療保護入院者の 入院届	2,813	332	2, 749	148	3,061	126	2, 917	383	
合計	4, 390	470	4, 221	214	4, 547	186	4,825	698	

注:上記表の審査結果は全て「現在の入院形態が適当」。意見聴取はなし(返戻後の再審査を含む)

(4) 退院・処遇改善命令請求に係る審査状況

請求件数は、退院請求が47件、処遇改善請求が1件、計48件であった。そのうち、請求の取下げや患者の退院により審査が行われなかったものを除いて、退院請求33件(処遇改善請求はなし)の審査が行われた。

審査結果は、入院継続が32件、他の入院形態への移行が適当が0件、退院が適当は1件であった。

	年度	:	Н	29	Н	30	R	元		R2
	内 容		退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求
	請求件	数	37	3	47	1	37	0	47	1
	取下件	数	10	1	12	1	6	0	9	
	退院	済	2	0	6	0	2	0	1	
		入院 適当	21		16		33		31	
審	退院 請求	形態 移行	1		5		3			
査結		退院適当	0		0		0		1	
果	果処遇改善	処遇 適当		2						1
	請求	改善 必要		0						

注:令和元年度退院請求件数のうち1件は令和2年度に繰越 令和2年度退院請求件数のうち5件は令和3年度に繰越

12 関係機関との連携

(1)精神保健福祉業務連絡会議

中核市、県保健福祉事務所、県児童相談所、県発達障害者支援センター、県障害政策課がこころの健康センターに参集し、精神保健福祉業務、特に児童思春期関連業務に関する情報を共有し、相互理解を深め、課題や問題点の検討を行った。

開催日	主な議題
第1回	精神科救急業務、措置入院者退院後支援、依存症の相談支援拠点、
令和2年	新型コロナウイルス感染症関連の相談状況、
7月7日	ひきこもり支援センターの業務、ゲートキーパー養成研修、
	地域自殺対策連絡会議
第2回	中学生版「SOS の出し方に関する教育」プログラムの作成と普及、
10月6日	ゲーム依存の相談対応状況、措置入院者退院後支援の運用等、
	新型コロナウイルス感染症の精神保健福祉活動や相談への影響、
	協同した相談業務・アウトリーチ活動の進め方
第3回	精神保健福祉業務ガイドブックの見直し、23条通報の現状、
令和3年2月	措置入院者の退院後支援実施状況、令和2年度県外研修復命
(書面開催)	

(2) 群馬県精神保健福祉協会との連携

群馬県精神保健福祉協会は、群馬大学を中心として設立準備が進められ、関係団体の意見交換を経て、平成14年3月26日に設立された。県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に、県民と地域社会の「こころの健康づくり」の推進をめざし、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神障害者への理解を深めるための活動及び精神障害者の社会参加の推進などの活動を行っている。こころの健康センターでは、各種事業の運営等支援を行っている。

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動

平成 16 年1月から、精神科救急情報センターが拡充され、県内の精神保健福祉法第 23 条通報から法第 26 条の3の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第23条通報においては、24時間体制となっている。

また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所・中核市等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践している。この活動により、生活支援の届かなかった精神障害者に地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

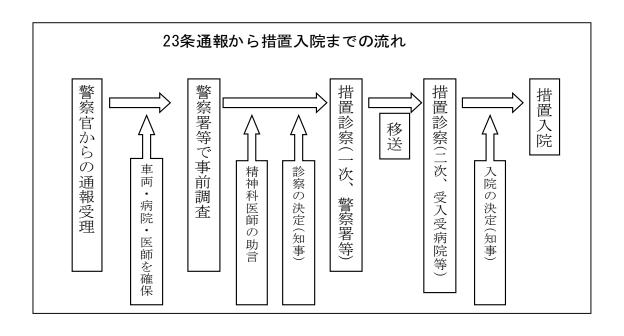
平成27年7月から、精神科診療所の協力のもと、精神保健福祉法第27条による県の 診察並びに群馬県精神科救急医療システムによる基幹病院及び輪番病院の夜間・休日の 診察が円滑かつ適切に行われることを目的として、夜間・休日における精神科救急情報 センター等からの問い合わせ体制が運用開始となった。(21診療所が協力)

2 精神科救急情報センターの体制

- (1)24時間体制で職員が通報等に対応する。
- (2)日中から夜間帯(8:30~22:00)は、23条通報に、保健師1人、事務職員2人が通報 のあった警察署等に出向き事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て措置診察・ 立会いを実施している。
- (3) 深夜帯(22:00~翌朝8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応し、 移送は警察官の協力を得て行っている。
- (4)通報対象者の移送は、タクシー会社(複数)と委託契約し、委託車両(10人乗りの ワゴン車)により行っている。(職員同乗)
- (5) 移送業務については、県立精神医療センター看護師又は警察官 OB (会計年度任用職員)の計2人の協力を得ている。

3 精神科救急情報センターの主な業務

- (1) 精神障害者の措置入院のための移送業務
 - 1) 通報等の受理
 - 2) 事前調査の実施(警察署等に出向いて面接(深夜帯は電話調査))
 - 3)精神科医師の助言
 - 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
 - 5) 措置診察の実施・立会い
 - 6)被通報者の移送(委託車両による)
 - 7) 行政措置の執行



(2) 精神科アウトリーチ活動の実践

困難事例や再通報の可能性がある事例に対して、精神科アウトリーチ活動(地域支援活動)を行っている。アウトリーチ活動は、相談・訪問・支援会議等により、保健福祉事務所等と連携のもとに実施している。

(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

4 精神科救急情報センター業務の実績

(1) 移送業務

令和2年度は、通報等総数582件のうち、警察官の通報(23条)が最も多く、487件(83.7%)で、次いで、矯正施設の長の通報(26条)が63件(10.8%)、検察官の通報(24条)32件(5.5%)の順になっている。一般人の申請(22条)、保護観察所の長の通報(25条)、精神科病院管理者の届出(26条の2)及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26条の3)は0件であった。

1)申請・通報・届出の時間帯別発生状況

(単位:件)

区分	}			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度		
申請	情・通報・届	出全体		515	515 547			
	22条(旧23条)		1	0	0			
		小計		397	449	487		
		平日	日中	113	144	162		
			夜間	84	76	81		
_	23条		深夜	72	77	98		
内訳			日中	51	53	72		
D/C		休日	夜間	34	38	40		
			深夜	43	61	34		
	2 4 条 (旧 2 5 条)			49	28	32		
	26条			68	69	63		
	26条の2	2		0	1	0		

注:23条通報のみ、詳細の内訳を示す。

「休日」: 土日・祝日法による休日・年末年始の休日 「平日」: 「休日」以外 「日中」8:30~17:15

「夜間」17:16~22:00 「深夜」22:01~翌8:29

表頭の期間において発生のなかった通報等は、表側から省いている。

令和2年度の申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが437件で通報総数582件の75.1%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは 108 件で、緊急措置入院後、診察により措置入院になった 40 件を合わせると 148 件となり、全通報件数の 25. 4%であった。措置診察(緊急措置診察含む)にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは 115 件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった 42 件と合わせると 157 件となる。緊急措置入院後、入院とならなかったもの 14 件、措置診察(緊急措置診察含む)を実施し、入院とならなかったものは 114 件であった。

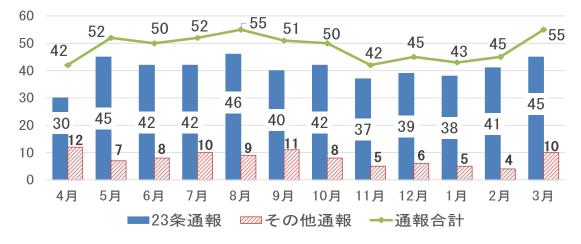
入院病院は、入院した総数 309 件のうち、県立精神医療センターへの入院が 209 件 (67.6%)、その他の病院は 100 件 (32.3%) であった。

2) 措置診察の実施状況及び措置診察の結果

(単位:件)

区分	}		平	成 30 年	度	令	·和元年	度	令	和 2 年	度
			23 条	その	小計	23 条	その	小計	23 条	その	小計
	1# ==	県立病院	45	6	51	58	11	69	63	5	68
	措置 入院	民間病院	54	24	78	50	7	57	67	13	80
	八阮	小計	99	30	129	108	18	126	130	18	148
	F.#./D=#	県立病院	117	1	118	121	0	121	137	0	137
	医療保護 入院	民間病院	23	0	23	24	1	25	17	3	20
	八帆	小計	140	1	141	145	1	146	154	3	157
措	<i>I</i>	県立病院	3	2	5	5	0	5	2	0	2
置	任意 入院	民間病院	1	1	2	0	0	0	0	0	0
診察	八阮	小計	4	3	7	5	0	5	2	0	2
実		県立病院	0	0	0	0	0	0	1	1	2
施	応急 入院	民間病院	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	77 100	小計	0	0	0	1	0	1	1	1	2
	7. 70亩	県立病院	165	9	174	184	11	195	203	6	209
	入院 計	民間病院	78	25	103	75	8	83	84	16	100
	п	小計	243	34	277	259	19	278	287	22	309
	帰宅・	その他	99	12	111	112	5	117	115	13	128
	計		342	46	388	371	24	395	402	35	437
	措置診察ス	不実施	54	71	125	76	73	149	78	59	137
	通報取	トげ	1	1	2	2	1	3	7	1	8
	合計		397	118	515	449	98	547	487	95	582

令和2年度 月別通報件数



3) 23条通報年度別通報等の疾患診断 (ICD-10) 分類

	F0	F 1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	計
平成29年度	22	19	103	17	39	0	12	11	11	0	0	44	278
平成30年度	40	23	136	26	48	0	22	18	21	1	0	62	397
令和元年度	46	31	135	34	62	2	16	17	27	0	0	79	449
令和2年度	56	25	173	28	64	1	17	9	24	1	0	89	487

(注) 各コード内容

F0 器質性精神障害

F1 精神作用物質使用による精神障害

F2 統合失調症·妄想性障害

F3 気分(感情)障害

F4 神経症ストレス関連身体表現障害

F5 生理的障害等に起因する行動症候群

F6 人格障害

F7 精神遅滞

F8 心理発達障害

F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害

(単位:件)

(単位:件)

G40 てんかん

4) 23 条通報となった自傷他害行為の内容

			他害								
	自傷		家庭内			家庭外				その他	計
		迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害		
平成29年度	69	35	9	49	9	84	9	13	1	0	278
平成30年度	85	75	6	46	14	135	11	19	6	1	398
令和元年度	140	71	19	40	19	132	9	15	4	0	449
令和2年度	141	92	18	73	14	2	124	11	12	0	487

(注) 自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

他害行為は、概ね同居している親族(内縁も含む)を家族内、それ以外を家族外とした。 迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至 らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

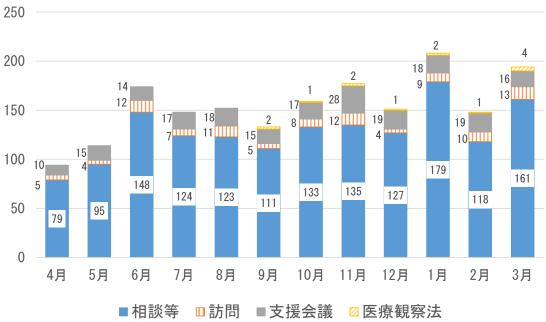
(2) 精神科アウトリーチ活動(相談・訪問・支援会議・医療観察法) (単位:件)

1) 年度×活動件数(平成17~令和2年度)

年度	相談等	訪問	支援会議	医療観察法
平成17年度	1, 212	110	144	_
平成18年度	909	135	165	_
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1, 322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35
平成22年度	598	74	135	41
平成23年度	763	71	137	45
平成24年度	859	84	141	41
平成25年度	895	61	149	43
平成26年度	670	47	111	34
平成27年度	893	53	117	43
平成28年度	1, 205	56	147	54
平成29年度	1,074	68	143	38
平成30年度	1,060	62	122	42
令和元年度	1,057	61	166	33
令和2年度	1, 533	100	206	13

※平成16年1月19日から現行の精神科救急情報センターが稼働

令和2年度 月別アウトリーチ実施件数



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

- 1)目 的 救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより救 急移送システムが円滑に機能するよう関係機関相互の調整を図る。
- 2)構成員 群馬大学精神科教授、民間精神科代表(5病院)、前橋地方検察庁検事、 弁護士会代表、県警本部生活安全企画課、市町村代表(2市)、消防代表、 県立精神医療センター院長、保健所代表(2カ所)、群馬県庁保健師会代 表、障害政策課(課長・精神保健室長)、こころの健康センター(所長・ 精神保健主監)、こころの健康センター所長が特に認める者 計21人

3) 開催状況

	開催日	事例の内容
第1回	令和2年 7月16日	覚醒剤使用歴のある 23 条通報対象事例
第2回	9月17日	近隣への迷惑行為があり、退院後の地域での受入が困難と思われる 事例
第3回	11月12日	医療観察法による処遇が終了した後、再び重大な事件を起こした 事例
第4回	令和3年 2月18日	23 条通報への対応時に身体科受診を要した事例

注:令和2年5月に開催を予定していたが、コロナウイルス感染症により中止。

(4) その他 (関係機関との連絡調整会議等)

- 1)医療機関(県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院)との調整会議
 - ①目的 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ 先であり移送の協力をいただいている県立精神医療センター、三枚橋病院及 び群馬病院の関係職員並びに障害政策課精神保健室関係職員と、措置移送業 務全般について協議する。

②開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和 2 年	【精神障害者措置移送業務等連絡会議】	20 人
12月17日	1 新型コロナウイルス感染症対策について	
	2 措置入院患者に緊急に身体科受診が必要になった	
	場合の対応について	
	3 各病院との意見交換	
	4 報告事項	
	・令和元年度通報・申請・届出・結果について	
	・令和2年度通報・申請・届出・結果について(11月末	
	まで)	

2)精神科救急業務検討会

- ①目 的 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保 健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。
- ②出席者 精神科病院地域精神保健福祉担当職員 障害政策課精神保健室関係職員

③開催内容

	開催日	主な議題	出席者
第1回	令和2年 10月15日	域精神保健福祉活動について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に関する取組状況について	32 人
		2 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報交換 ・県内の動向、精神科領域における受入体制等 ・各病院の体制等	
第 2 回	令和3年 3月2日	1 情報提供 ・ひきこもり支援センターについて ・依存症相談拠点について 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報交換 ・話題提供 県内の動向、精神科領域における受 入体制等 ・精神科救急に係る新型コロナウイルス感染症対 応について ・各病院の取組	30 人

3) 刑務所との地域連携情報交換会

- ①目 的 矯正施設の長からの通報による精神科救急業務の円滑な推進を図るとと もに、出所後の地域支援を円滑に行えるよう連携を強化する。 (平成30年度から開催)
- ②出席者 前橋刑務所処遇部企画部門分類担当職員 精神科救急情報センター職員
- ③開催内容 令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施なし。

4) 検察庁との情報交換会

- ①目 的 24条通報の対応を行う精神科救急情報センター職員、起訴の対応にあたる検事及び副検事、社会復帰や再犯防止の対応を行う捜査官、それぞれの業務について情報交換や意見交換を行うことにより、対象者の地域支援を円滑に行えるよう、連携を強化する。(令和元年度から開催)
- ②出席者 前橋地方検察庁職員(検事及び副検事、事務官、捜査官) 精神科救急情報センター職員
- ③開催内容 令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施なし。

(5) こころの健康センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により新しく配属された職員及び会計 年度任用職員を対象に研修を実施した。

日 程	主 な 内 容	出席者
平成2年	○精神疾患の理解	
4月6日	○こころの健康センター・精神科救急情報センター業務	12 人
	について	
	○こころの健康センターの勤務体制	
	○安全管理指針	
	○庁舎管理	
	○精神科救急情報センター業務の実際	
	・DVD視聴 23条通報受理から出動まで	
	・業務マニュアル	
	・移送業務における通知等の書き方等	
	・警察からの 23 条通報の受け方	
	・事前調査票の作成について	
	・聞き取り内容	
	・助言の受け方、決定の受け方、診察医への報告の仕	
	方等	
	・書き方のポイント	
	○センターDBについて	
	○質疑応答、感想	

5 措置入院者の退院後支援

(1) 経緯について

精神障害者が退院後にどの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就 労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的と し、平成30年3月に厚生労働省が「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に 関するガイドライン」を発出した。

このガイドラインを受け、本県では精神保健福祉法第23条から第26条の3に基づく通報・届出への対応を当センターで行っていることから、県精神保健室と当センターが中心となって検討を重ね、平成30年12月に「群馬県における措置入院者退院後支援実施要領(試行版)」を制定、試行を開始し令和元年10月から本格施行とした。対応の詳細は以下のとおり。

時 期	概要
平成 30 年 3 月	厚生労働省がガイドラインを発出
4月	厚生労働省が自治体向け説明会を開催
5~6月	県精神保健室とこころの健康センターで対応方針を協議
7月	保健福祉事務所及び中核市担当者へ基本的な対応方針を説明
8月	各精神科病院の相談担当者(PSW)に基本的な方針案を説明 各精神科病院へ調査*への協力を依頼 保健福祉事務所担当者と「退院後支援のあり方に関するワー キンググループ」を開催
10 月	保健所長会、中核市、精神科病院協会等の関係団体へ対応方 針を説明(県精神保健室)
12 月	県実施要領制定、試行開始
令和元年 10 月	本格施行

※調査の概要:「退院後支援の対象者のイメージに係る参考調査」として、支援の 必要性をより具体的に判断するため、臨床の立場から退院後に必要となる支援量 が増大すると思われる措置入院者のイメージを聞いた

(2) 県実施要領の概要について

1) 支援対象者

措置入院者とし、緊急措置入院者は含めないこととする。

2) 本人の意向の確認

入院先病院は、本人が意向確認に応じられる状態になったと判断された段階で速 やかに当センターに連絡を行う。当センターの地区担当者が、帰住先の保健福祉事 務所・中核市の担当者とともに病院を訪問し、対象者の同意を得る手続きを行う。

3) 計画作成

計画作成は帰住先の保健福祉事務所・中核市と相談しながら当センターが行う。

4) 退院前の支援会議の開催及び計画の交付

入院先病院の協力を得て、当センター主催で退院前に支援会議を開催する。会議には本人及び家族、帰住先保健福祉事務所・中核市及び市町村の他、入院先病院、退院後に支援予定の通院先医療機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・訪問看護ステーション等の担当者の出席を求める。

退院前の支援会議で計画案等、困ったときの対処を確認し、必要に応じて修正を 行った上で、計画等を本人・家族及び支援者へ交付する。

5) 支援及び計画の見直し

対象者が退院した後は、帰住先の保健福祉事務所・中核市が中心となって支援を 行う。

6) 計画に基づく支援の終結

帰住先の保健福祉事務所・中核市は、計画の有効期間が満了する前の適切な時期 に、可能な限り本人・家族及び支援者による支援会議を開催し、支援終結の妥当性 について協議する。

7) その他

計画作成及び退院前の支援会議の開催まで、当センターで行うこととしているが、 平成31年度からは中核市分は中核市で行っている。

(3) 令和2年度実績(H30.12.25施行)

- ・計画に基づく支援を行うことについて、説明した対象者 25名
- ・うち、同意した対象者 24名

管轄保健所	説明した対象者	うち同意した対象者
前橋市	2名	2名
高崎市	9名	9名
渋川	3名	3 名
伊勢崎	2名	2名
安中	1名	1名
藤岡	2名	2名
吾妻	0名	_
利根沼田	1名	1名
太田	0名	_
桐生	3名	3名
館林	1名	0 名

Ⅳ 学会発表 調査研究

1 学会発表等

令和2年度中に発表を行った主な各種学会等は次とおりである。

(1) 富田恵子 丸橋静香 本島たみ子 入澤美幸¹⁾ 齊藤良 飯田雅人 鈴木紋子 周藤健司²⁾ 堀部真理子²⁾ 齊藤史泰²⁾ 松岡一明²⁾ 佐藤浩司

1)現:群馬県障害政策課 2)群馬県教育委員会 群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラムの作成と普及について

第56回全国精神保健福祉センター研究協議会(京都市 2020.12)

*書面開催

(2) 木藤陽香 本島たみ子 富田恵子 榊原通子 佐藤浩司 群馬県における措置入院者退院後支援の現状と課題

令和2年度群馬県地域保健研究発表学会(前橋市

2021.3)

*オンライン開催

2 寄稿等

令和2年度中に行った寄稿は次のとおりである。

(1) 印刷物名称 群馬つつじ会だより第35号(令和2年9月1日発行) 寄稿文表題 こころの健康を保つために 寄稿者 大舘美穂

(2) 印刷物名称 公衆衛生情報 (令和2年10月号)

寄稿文表題 群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラムの作成と 普及について

寄 稿 者 富田恵子 鈴木紋子 佐藤浩司

(3) 印刷物名称 保健師ジャーナル (令和3年2月号) 寄稿文表題 保健師主導のゲートキーパー養成と若年への自殺対策 寄 稿 者 富田恵子

V 実習・視察

1 実習及び視察等一覧

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、群馬県「社会経済活動再会に向けたガイドライン」等を参考に受入体制を検討しながら、地域保健実習の協力、実地研修等として医学生、研修医、病院職員を受け入れた。

また、動画により当センター業務を学ぶことが出来るよう、実習用DVDを作成した。

(1) 実習・研修受入れ実績

区分等	期間	日数	実人数
群馬大学医学部4.5年生	R2. 9. 9~R3. 3.17	13	84
初期臨床研修医	R2. 4.15~R3. 3.10	15	29
群馬大学医学部医学科5年生	R2. 7.14~R2. 8. 5	5	1
公衆衛生学「地域保健実習」	R2. 10. 14~R2. 10. 16	3	1
	R2. 10. 19~10. 23 及		
	び R2.11.16~11.22	5	1
群馬県立精神医療センター新人看護	R2. 10. 13	1	6

(2) 実習用DVDコンテンツ概要(約2時間)

項目	内容			
	精神医療の歴史			
 地域における精神保	精保センターの歴史の中の位置づけ	所長		
健福祉医療の概要				
	当センター業務の概要			
	精神医療審査会			
	自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳			
所内医師業務の概要	所内相談、地域支援、関係機関医学相談、講演			
	措置診察	所内医師		
	精神科救急対応の実際、一連の流れ(動画)			
所内案内	各室の概要、医師業務の実際(審査会、自立支援、 手帳、精神科救急)			
	当センターにおける保健師活動			
 保健師活動の概要	救急対応、事後対応、アウトリーチ活動	保健師		
Princerial 20 2 Princerial 20 Princerial 20 2 Princerial 20 2 Princerial 20 2 Princerial 20 2	依存症相談拠点、ひきこもり支援センター、自殺対 策推進センターの概要			

VI 公表資料·印刷物

1 公表資料・印刷物一覧

令和2年度中に作成した公表資料・印刷物は下記のとおりである。

(1)	こころの健康センター相談のご案内	•	•	•	5	9
(2)	ひとりの命大切ないのち(リーフレット)	•	•	•	6	1
(3)	こころの健康相談統一ダイヤル啓発ポケットティッシュ	•	•	•	6	5
(4)	こころの健康相談統一ダイヤル案内カード	•	•	•	6	6
(5)	こころの健康相談統一ダイヤル啓発ふせん	•	•	•	6	7
(6)	依存症啓発リーフレット	•	•	•	6	8
(7)	依存症啓発ポスター	•	•	•	7	О
(8)	ひきこもり家族教室テキスト(表紙、目次ほか)	•	•	•	7	1

令和2年度

群馬県こころの健康センター相談のご案内

こころの健康センターでは、県民のみなさまからの こころの健康に関する相談(精神保健福祉相談)に応じています。 (相談は秘密厳守で行います)

面接相談(完全予約制)

申込ダイヤル 027-263-1156

- ○アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する面接相談を行います(相談料はかかりません)。
- 〇電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方に相談日を予約していただきます。
- ○ひきこもり面接相談の予約は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へ おかけください。

雷話相談

相談ダイヤル 027-263-1156

相談は月曜日~金曜日の9時~17時(祝日及び年末年始を除く)

- ○電話で相談内容をおうかがいし、医療機関のご案内、受診方法等を助言します。 相談内容により、適切な相談機関をご案内します。
- ○電話でのカウンセリングや継続的な相談はお受けしていません。
- 〇相談が集中した場合、電話がつながりにくいことがありますので、ご了承ください。
- ○ひきこもりに関するご相談は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。

メール相談

メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

- 〇メールで相談内容をおうかがいし、適切な相談機関をご案内します。
- ○相談は群馬県在住の方に限り、お一人1回限りのご利用とさせていただきます。
- ○緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。
- 〇相談は24時間受信していますが、返信は1~2週間程度かかります。 2週間経過しても返信がない場合には、相談ダイヤル(027-263-1156)へ お問い合わせください。
- 〇当所からの返信が受信できるよう、機器の設定環境をご確認ください。

ご相談の際は、以下の項目を明記して送信してください。

- •件名は「相談希望」
- ・返信先アドレス
- ・相談者の年齢、性別、お住まいの市町村
- ・相談内容(具体的かつ簡潔にまとめてください)

各種支援事業

依存症の家族教室

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症のある方のご家族を対象とした教室です。 ご家族が依存症について正しい知識を持つことで元気を取り戻し、本人を回復につなげ ることができるよう家族支援プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル(027-263-1156)**からお申し込みください。 面接・相談の後に教室をご案内しています。

依存症からの回復支援塾

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症当事者を対象としています。依存症から回復するためには、依存症を知り、再使用しなくてすむ方法を身に付けることが効果的です。回復支援塾では、アルコールや薬物、ギャンブル等のない生活を送り続けたいと願う方を対象にテキストを使った再発予防プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル**(027-263-1156)からお申し込みください。 面接・相談の後に事業をご案内しています。

自死遺族交流会

大切な人(家族・婚約者・親しい友人など)を自死で亡くした方々が、匿名で安心して思いを語り合える会です。参加ご希望の方は、事前に申込ダイヤル(027-263-1156)からお申し込みください。

面接・相談の後に会をご案内しています。

ひきこもりの家族教室

ひきこもりとは自宅などに閉じこもることが多くなり、人との関わりや社会参加が困難になっている状態をいいます。教室では、ひきこもりに関する知識や情報、本人への関わり方の工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持っていただく機会としています。

参加ご希望の方は、事前に<mark>ひきこもり支援センター(027-287-1121)</mark>からお申し込みください。原則として、面接・相談の後に教室をご案内しています。

交通のアクセス ※「群馬県勤労福祉センター」向かいにあります。

■自動車をご利用の場合

・前橋市街地から

国道50号線を桐生方面に進み、「勤労福祉センター入口」信号を右折し、2005年を側。

・桐生方面から

国道50号線を前橋市街地方面へ進み、「勤労福祉センター入口」信号を左折し、200元先左側。

■電車をご利用の場合

-JR両毛線「前橋大島」駅下車。北口から徒歩約15分。タクシー (のりばは南口)で約5分。

■パスをご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋」駅北口から永井バス「東大室線」に乗車(4番のりば)。「勤労福祉センター入口」で下車し、徒歩約5分。
- ・JR両毛線「前橋大島」駅南口から永井バス「石関町学園中央 循環線(前橋大島線)」に乗車。「県勤労福祉センター東」で下車 し、徒歩約5分。



群馬県こころの健康センター 〒379-2166 前橋市野中町368 TEL:027-263-1166 FAX:027-261-9912

群馬県こころの健康センター

(

検 索





全国では年間約2万人の方が自らの命を絶っています その一人ひとりは、かけがえのない大切な命です あなたの身近に悩みを抱えている人はいませんか?

声をかけ、耳を傾け、そして相談を!

600

県内の自殺者数と

交通事故死者数の推移

県内の自殺の現状

県内の自殺者数は平成 15年の 562人を ピークに、おおむね右肩下がりの傾向で、こ こ数年は 400人前後で推移しています。

令和元年中の自殺者は357人(※)(男247人、女110人)で、ほぼ毎日おひとりの方が自殺で亡くなっていることになります。

男女別にみると、男性が女性に比べ2倍以上多くなっています。

また、自殺による死者数は、同年中の交通事故による死者の約4.6倍となっています。

年代別にみると、40~60代の中高年が約 半数を占めていますが、ここ数年では減少傾向にあります。

一方、10代では横ばいの状況が続いており、ここ数年、10~30代の死亡原因の1位は「自殺」となっています。

500 400 300 200 100 100 100 15 20 25 30 年 出典: 群馬県の人口動態練計概況(報数) 年代別自殺者数 (H25~R1年合計)



出典 厚生労働省「地域における自教の基礎資料」

目殺者計

自殺者男自殺者女

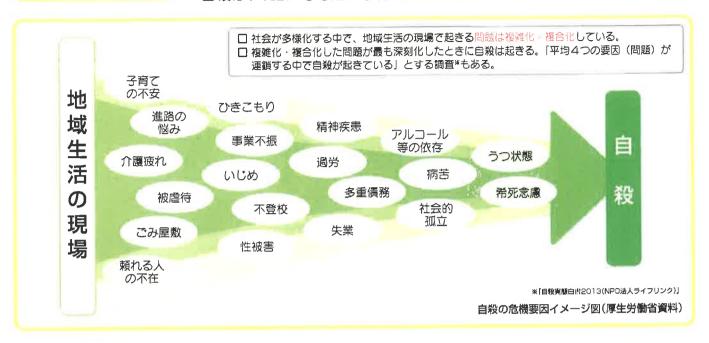
※概数 (R2.6 公表)のため、確定数 (R2.9 公表)とは異なることがあります。

自殺の原因

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、 社会的孤立などの様々な要因があることが知られています。

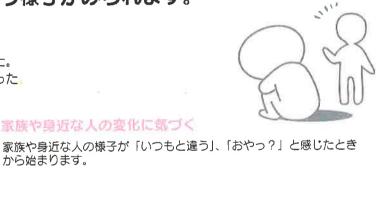
自殺は、「誰にでも起こり得る危機」です。

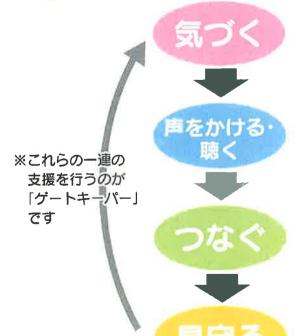


身近な人のこころのサインに気づいたら

自殺を考える人は、いつもと違う様子がみられます。

- 眠れないようだ。飲酒量が増えた。
- 表情が乏しくなった。口数が減った。
- 思いつめた様子。ぼんやりするようになった。
- 投げやりになった。イライラするようになった。
- 自殺をほのめかす。自殺について検索する。





声をかけ、本人の気持ちを尊重しつつ、話に耳を傾ける

「調子はどう?」、「眠れてる?」など声をかけてみましょう。相手の気持ちを否定したり、安易に励ましたりせずじっくりと聴き、自分が相手を大切に思う気持ちを伝えましょう。

早めに専門家に相談するよう促す

一人では解決できない問題を抱えているようなら、理解のある家族や友人、先生などと協力して、早めに専門家への相談につなげましょう。

無人に思かく寄り聞いなから無守る

身体やこるろの健康について自然な雰囲気で声をかけ、あせらず優しく 寄り添いながら見守りましょう。

うつ病って何? 言葉は聞いたことはあるけれど…

人は悲しいことや大きな失敗を体験すると、気分が落ち込んだり、憂うつになります。多くは時間が経てば回復しますが、以下のような状態が2週間以上続き、日常生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性があります。

《自分で感じる状態》

- ●悲しい憂うつな気分、沈んだ気分
- 何事にも興味がわかない、
 - やる気が出ない
- 食欲がない、よく眠れない
- ●集中できない
- ●イライラして、落ち着かない
- 他人と関わりたくない

《周囲から見た状態》

- ●以前と比べて表情が暗く、元気がない
- 身なりに気を使わなくなった
- ●体調不良の訴えが多くなった
- 件事や家事の能率低下、ミスが増えた
- ●よく眠れていないようだ
- **飲酒量が増えている
- ●人付き合いを避けるようになった

原因は悲しいことだけでなく、昇進、結婚、出産、進学、転居など、日常生活の様々なことがきっかけとなります。うつ病は治療により改善しますので、早めに医療機関(かかりつけ医、精神科、心療内科など)へ相談しましょう。

飲酒と自殺の関係

自殺で亡くなった人の3人に1人は、直前に飲酒していたことが分かっています。

飲酒は、以下のようなことから、自殺を後押しすることがあります。

- ●心の視野を狭め、死にたい気持ちを高めてしまう
- ●不満や不安などの感情から、自分を攻撃する気持ちになる
- ●衝動性が高まって自分の行動がコントロールできなくなる

うつ症状がある人や自殺に傾いている人に、お酒をすすめてはいけません。



アルコール依存症による「こころ・体・生活への影響」から、命に関わることもあります。

アルコール依存症の自己チェックをしてみましょう

- お酒の量を減らさなければならないと思ったことがある。
- ② 飲酒を批判されて、腹が立ったり、いらだったことがある。
- ❸ 飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感をもったことがある。
- ❹ 朝酒や迎え酒を飲んだことがある。



《アルコール依存症スクリーニングテスト CAGE》

2項目以上あてはまる場合は、専門家への相談をおすすめします。

相談機関一覧

		灾 伐	关		見	
分 類	窓口		霉	話番号		受付時間
	群馬県こころの住所センター (うつ、依存症、思存期等のこころの相談)	027-2	63-115	6 9:00~	17:00 (月~金)
	「こころの健康相談統一ダイヤル」(自殺予		0570-	064-55	6 9:00~	22:00 (月~金)
-	ひきこもり支援センター(ひきこもりに		027-2	87-112		17:00 (月~金)
	(県保健福祉事務所)	び中核市の相談	窓口〉		B:30~	17:15 (月~金)
精神保健	渋川保健福祉事務所	0279-22		1 4 10	健福祉事務所	0278-23-218
	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25		太田保健福	COLUMN CONTRACTOR OF THE PARTY	0276-31-824
	安中保健福祉事務所	027-381		桐生保健福	Charles and Charle	0277-53-413 0276-72-323
	藤岡保健福祉事務所	0274-22		館林保健福 前橋市保健	100 B 100 B 111	027-220-578
	富岡保健福祉事務所 吾妻保健福祉事務所	0274-02		12211311111		027-321-135
自死遺族	群馬県こころの健康センター(自死遺族)	4		63-115	10-4-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-	17:00 (月~金)
H/DALGA	群馬いのちの電話		027.2	21-078	9:00~	24:00 (毎日)
	(死にたい辛さを受け止めます)		第2·4金9:00~翌日9:00 0120-783-556 毎月10日 8:00~翌日8:00			
	フリーダイヤル 自殺予防 いのちの電話		0120.	./63-55		00~年後10:00
心の悩み	いのちの電話ナビダイヤル		0570	-783-55	6 金電話料金	がかかります。 外のいのちの電話につながること
	連合群馬「ライフサポートぐんま」		0120	797-05	2 14:00~	- 19:00 (木・土)
	(キャリア形成、仕事によるストレス・ラ	ン柄など)		-279-33		
	よりそいホットライン 群馬県労働政策課、高崎及び太田行政県	出職器部				
	は 「県民労働相談センター」	APPROXICE		-546-01		17:15 (月~金)
	群馬労働局雇用環境・均等室「総合労働	目談コーナー」	027-8	396-467		17:00 (月~金)
	群馬産業保健総合支援センター		027-2	233-002	6 当日の相談	2:00、13:00~16:00 (月~) 受付は HP・電話でご確認ください
労 働	連合群馬「なんでも労働相談ダイヤル」 (働くうえでの悩み)		0120	-154-05		17:00 (月~金)
	働く人の「こころの耳電話相談」 (メンタルヘルス不調、ストレスチェック制度、健康障害防止対策など) ※発信者番号を通知して御相談ください。			-565-45	5 17:00 ~ 10:00 ~	- 22:00 (月·火) - 16:00 (土·日)
	働く人のメンタルヘルス相談		0120	-546-01	0 相談予約受	付 9:00~17 15 (月~金 3 00~16 00 (第2・4火)
	※電話で事前に予約をしてください。 関東財務局前橋財務事務所「多 重債務相	数数口	027-2	221-449		2:00、13:00~16:30 (月~1
				234-932	,相顾予約受	र्भर्ग
多重債務	群馬弁護士会総合法律相談センター コンカー 1400 日間 1400				9.00~1	2:00、13:00~17:00 (月~至 - 16:00 (月~金)
	司法書士総合相談センター			221-015	9:00~	17:00 (月~金)
	群馬県消費生活センター		027-2	223-300	9:00~	12:00, 13:00~17:00 (
+A5 L = -(II	法テラス群馬(日本司法支援センター群馬 (労働、多重債務、高齢者に関しても対応	地方事務所)	050-3	383-539	9 9:00~	17:00 (月~金)
弦的トラブル	法テラス・サポートダイヤル		0570	-07837	4 9:00~2	1:00 (月~金)、9:00~17:00 (
	歌が立 ヘルロジャ		027-2	224-808	TERMINATION	応(上段のみ)
-	警察安全相談		027-2	224-435	C LEXIDORITE	相談者専用電話(女性のみ)で 17:15(月〜金)となります。
	法テラス群馬(日本司法支援センター群県	5地方事務所)	050-3	383-539	9:00~	17:00 (月~金)
犯罪被害	(女性、青少年・子どもに関しても対応) 法テラス・犯罪被害者支援ダイヤル		0.5.7.0	07071	9:00~	21:00 (月~金)
	(女性、青少年・子どもに関しても対応)			-07971	9:00~	17:00 (土)
	公益社団法人被害者支援センターすてっ			253-999		~ 16:00 (月~金)
从注印牌	群馬県性暴力被害者サポートセンター(S 各市町村福祉担当課	AVE(んま)		329-612 5町村役場	3.00~	16:00 (月~金)
生活困難	各中町村備征担当課 群馬県社会福祉協議会				2 相談予約受	付9 100~17 100 (月~金)
心配ごと	(家族関係、財産問題等暮らしに関わる位	()	02/-2	255-603	相談日 10	:00~12:00(第2・4木)
高齢者	群馬県高齢者総合相談センター (高齢者のみ) 弁護士による法律相談あり)	027-2	255-610		9:00~17:00(月~金) 14:00~16:00 (毎週金及び第2水)
	群馬県女性相談センター		027-2	261-446	13:00 ~	~ 19:30 (月~金) ~ 17:00 (土) ~ 17:00 (日)
女 性	とらいあんぐるん相談室		027-2	224-521	日本ま年始。	2 00、13:00~16 00 (火 水・金・ 祝日、月曜日が祝日(振替休日舎: 曜日は休みになります。
	前橋地方法務局「女性の人権ホットライ (セクハラや DV 等の人権侵害)		0570	-070-81		17:15 (月~金)
	群馬県総合教育センター「子ども教育・ (教育や子育でに関する相談) 「24 時間子供 SOS ダイヤル」	于 育(相談」		-26-920	9 00~	17 00 (月~金) 15 00 (第2·4土)
	(いじめ問題やその他の子供の SOS 全般	t)		-0-7831		PÜ
青少年子ども	中央児童相談所「こどもホットライン 2 (児童虐待、子育て相談、心身の発達など	4.)	批准	-783-88 頂味からは 263-110	24 時間対	
	チャイルドライン(18歳までの子ども!	專用)	0120	-99-777		~21.00 (毎日) 日~1月3日は休日
	チャイルドライン チャット相談		Thitne //cl	nildline.or.jp/c	16:00-	-21 00 (毎週末曜日 金曜日) 9日-1月3日休止)
	前橋地方法務局「子どもの人権 110番」		T	-007-11	LIEHES	17 15 (月~金)

こころの健康センターで行っている支援 (要予約)

依存定相談

医師による面接相談です。本人や家族 からの相談を個別にお受けします。





本人向時治療回復プログラム(回達支援区)

テキストを使い、知識や対処方法を学びます。 1 クール 10 回のプログラムです。 和気あいあいとした雰囲気の中で行っています。



依存症家族教室

家族が本人との関わり方を学びます。同じ立場の家族と悩みを分かち合い、身近な慮見を聞くことができます。 テキストを使用し、1 クール 6 回のプログラムです。 ※テキスト GIFT (ギフト) はホームページからもダウンロードできます。



群馬県こころの健康センター(依存症相談拠点)

前橋市野中町368

相談専用電話: 027-263-1156

月~金曜日 9~17時 祝日・年末年始をのぞく



こころの健康 センター HP (依存症関連の

1人で悩まずに 相談してね!



やめたくても やめられない…

それは…『依存症』『?





群馬県こころの健康センター (依存症相談拠点)

依存症とは?

やめたくてもやめられない状態 になる病気です。







ギャンブル等 (頭馬、親輪、親艇、オートレース、 バチンコ、バチスロなど)

意志が弱いからではありません。

「不安を和らげたい。」「嫌なことを忘れたい。」「良い気分になりたい。」という 思いから繰り返すうちに、脳が依存対象を強く求める状態になって、ほど ほどではやめられなくなる病気です。誰でもなる可能性がある病気です。

市販業など)

ごんな問題が起きるの'

アルコール、薬物、ギャンブル等のことになると、別人のような性格に変わっ てしまい、徐々に様々な問題が起こります。家族や大切な人に嘘をつく、 信頼を裏切る、些細なことで激しく怒るなど、依存症が進行するにつれて 事態は深刻になります。

(※症状は人によって異なるため当てはまらない場合もあります。)











借金をする 周囲の信頼を失う

肝機能障害 脳萎縮

治るの?

依存症は病気です。 家族だけでも支援 機関とつながること が大切です。

な存症は回復可能です。

アルコール、薬物、ギャンブル等をしない生活を続けることによって、 健康を回復することは十分に可能です。

依存症に関する問題を周囲の人が注意しても、 「考えたくない、図めたくない」(否認)という特徴があります。

家族が支援機関に相談し、依存症について理解することで、 接し方が変わり、本人が依存症と向き合うきつかけになります。

本人の依存症の治療につながりやすくなります。

支援機関

専門医療機関

依存症の専門治療を 行うことができます。



リハビリ施設

依存症本人の回復のた めに作られた施設です。 ※財馬県内には入所と適所の施設 があります。



公的な相談機関

保健福祉事務所、中核 市保健所、こころの健 康センターで 相談するこ

とができ ます。



自助グループ

依存症本人または家族同士が体 験を共有しながら、回復に向けて 支え合っていくグループです。仲 間の存在が回復につながります。





やめたくても やめられない…



アルヨールや棄物 ((市販薬)、処方薬を含む))。 ((市販薬)、処方薬を含む))。 ((市販薬)、処方薬を含む))。 ((市販薬)、処方薬を含む))。 ((市販薬)、処方薬を含む))。 ((市販薬)、処方薬を含む))。 ((市販薬)、処方薬を含む)。 ((市販薬)、処方薬を含む)。 ((市販薬)、処方薬を含む)。 ((市販薬)、処方薬を含む)。 ((市販薬)、処方薬を含む)。

群馬県こころの健康センター (依存症相談拠点)

TEL 027-263-1156





辞馬県のマスコット「くんまちゃん」

心色己语川家族教育



群馬県こころの健康センター

名前 _____

教室の中で話された 内容や参加者の 個人情報は、外では 話さないでください。

人と比べないように しましょう。

ひきこもり家族教室

相手を批判せず、 お互いの話しに耳を 傾けてください。

安心/参加のお願い

どうしても話せない 時や、気が進まない 時は、無理して話さ なくて構いません。

参加者同士での 教室以外での交流は 自己責任でご判断 ください。

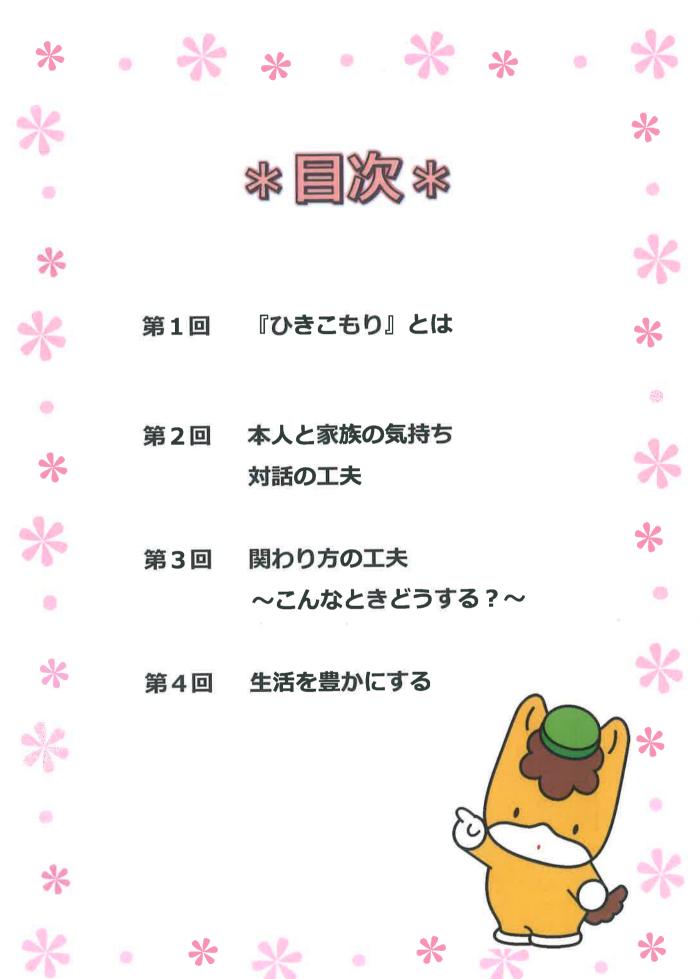
連絡先



群馬県こころの健康センター内 相談援助第二係 ひきこもり支援センター

前橋市野中町368

Tel:027-287-1121 【ひきこもり相談専用ダイヤル】 Tel:027-263-1166 【こころの健康センター代表】



『ひきこもりの家族教室』 2021年3月 第1版 群馬県こころの健康センター 相談援助第二係 作成

♣参考文献♣

『CRAFT ひきこもりの家族支援ワークブック若者がやる気になるために家族ができること』 境 泉洋・野中 俊介 著

『ワークシートでブリーフセラピー 学校ですぐ使える 解決志向&外在化の発想と技法』 黒沢 幸子 編著

『Fukuoka DRAW Progoram ~家族のためのワークブック~(Ver.W)』

福岡市精神保健福祉センター

堺市こころの健康センター

鳥取県立精神保健福祉センター

『「ひきこもり」これからのヒント』 『ひきこもりに関する理解と回復の流れ』

『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』

厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業

連絡先

群馬県こころの健康センター内

相談援助第二係

ひきこもり支援センター

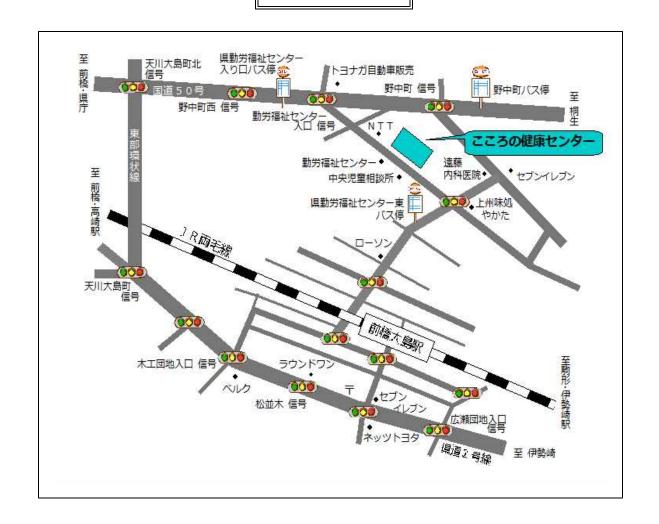
前橋市野中町 368

Tel:027-287-1121【ひきこもり相談専用ダイヤル】 Tel:027-263-1166【こころの健康センター代表】





案内図



交 通 案 内

- ・ J R 前橋大島駅北口から徒歩15分
- ・JR前橋駅北口から永井バス 「東大室線」利用の場合 群馬県勤労福祉センター入口下車 徒歩3分

2020年度(令和2年度) 群馬県こころの健康センター所報(第32号)

令和3年12月22日発行

編集・発行 群馬県こころの健康センター 群馬県前橋市野中町368 電 話 027(263)1166 FAX 027(261)9912 ホームページアドレス

http://www.pref.gunma.jp E-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp